

**公益社団法人沖縄県看護協会
入会金に関する規程**

(目的)

第1条 この規程は、平成23年度通常総会における議決、定款第7条、定款細則第6条等の規定に基づき、入会金の徴収、使途等につき必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金の徴収)

第2条 平成23年度以降の新規入会者から、入会金を徴収する。

(入会金の額)

第3条 入会金の額は、2万円とする。

(入会金の納付)

第4条 入会金の納付については、2年間の分割納付を認める。但し、分割額は1万円単位とする。

(入会金の使途)

第5条 入会金は、沖縄県看護協会看護研修センターに係る維持管理に必要な運営資金の他、理事会が必要に応じて指定する資金に充てることとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人沖縄県看護協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月17日から施行する。
- 2 改正後の規程第3条及び第4条の規定は、平成29年度以後の新規入会者（正会員に限る）に適用し、平成28年度以前の新規入会者（正会員に限る）については、なお従前の例とする。